



発行 新潟県

第63号

平成29年8月18日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

告 示

- 955 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定(障害福祉課)
- 956 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の事業廃止届(障害福祉課)
- 957 特定計量器定期検査の実施(計量検定所)
- 958 特定計量器定期検査の実施(計量検定所)
- 959 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更(食品・流通課)
- 960 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更(食品・流通課)
- 961 土地改良区連合役員の就任届(農地計画課)
- 962 建設業法による許可の取消し(監理課)

公 告

公聴会の開催の中止(都市政策課)

新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター統合システム開発業務プロポーザル競技の実施(保健体育課)

病院局公告

一般競争入札の実施(病院局総務課)

公安委員会告示

- 100 警備員指導教育責任者講習の実施(生活安全企画課)

告 示

◎新潟県告示第955号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成29年8月18日

新潟県知事 米 山 隆 一

障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
居宅介護	訪問介護さくらんぼ	阿賀野市堀越字町村560番地5	株式会社さくらんぼ	平成29年8月1日
重度訪問介護	訪問介護さくらんぼ	阿賀野市堀越字町村560番地5	株式会社さくらんぼ	平成29年8月1日
同行援護	訪問介護さくらんぼ	阿賀野市堀越字町村560番地5	株式会社さくらんぼ	平成29年8月1日
短期入所	短期入所施設桑の里	上越市大字京田字三角田134番地1	社会福祉法人清和会	平成29年8月1日
就労継続支援B	朝日なごみ	村上市朝日中野3246-1	合同会社和	平成29年

型		6		8 月 1 日
共同生活援助	たけこの郷	南蒲原郡田上町大字羽生田47番地	一般社団法人田上福祉会	平成29年 8 月 1 日
短期入所	たけこの郷	南蒲原郡田上町大字羽生田47番地	一般社団法人田上福祉会	平成29年 8 月 1 日

◎新潟県告示第956号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成29年 8 月18日

新潟県知事 米 山 隆 一

指定障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	廃止年月日
同行援護	アレック北栄 長岡	長岡市雨池町44番地 5	株式会社 北栄	平成29年 7 月31日

◎新潟県告示第957号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、津南町の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

平成29年 8 月18日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時	検査場所	検査区域等
9月20日（水）	午後1時から4時まで	津南町総合センター
9月21日（木）	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで	
9月22日から平成30年3月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月29日、平成30年1月2日、1月3日を除く。	新潟県計量検定所	上記の未受検者
	特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項に規定する特定計量器

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第958号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、十日町市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

平成29年 8 月18日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時	検査場所	検査区域等
9月22日（金）	午前9時30分から正午まで	十日町市総合福祉センター サンクロス十日町
9月25日（月）	午後1時から4時まで	
	下条公民館	

9月26日(火)	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで	千手中央コミュニティセンター 車庫	
9月27日(水)	午前9時から正午まで	十日町市陸上競技場	
	午後1時から4時まで	吉田公民館	
9月28日(木)	午前9時から正午まで	松之山公民館	
	午後1時から4時まで		
9月29日(金)	午前9時から正午まで	水沢公民館	
10月2日(月)	午後1時から4時まで	十日町市総合福祉センター サンクロス十日町	
10月3日(火)	午前9時30分から正午まで 午後1時から4時まで		
10月4日(水)	午前9時から正午まで	十日町市松代支所車庫	
	午後1時から4時まで		
10月5日(木)	午前9時から正午まで	十日町市中里支所車庫	
	午後1時から4時まで		
10月6日(金)	午前9時から正午まで	川治公民館	
10月10日から平成 30年3月15日まで。 ただし、土・日曜日 及び祝日並びに12 月29日、平成30年1 月2日、1月3日を 除く。	午前9時30分から正午まで 午後1時から3時30分まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者
		特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則 (平成5年通商産業省 令第70号)第39条第1項 に規定する特定計量器

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第959号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

平成29年8月18日

新潟県知事 米山 隆一

登録番号	15006	登録年月日	平成24年8月24日						
登録検査機関の名称	株式会社 富山								
代表者氏名	代表取締役 富山 道郎								
主たる事務所の所在地	新潟県新潟市東区卸新町一丁目924番地8								
登録の区分	品位等検査								
農産物の種類	国内産玄米								
農産物検査を行う区域	農産物検査員				成分検査業務受委託先				
	氏名	住所	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	
新潟県	村山 正則	新潟県新潟市西区五十嵐2の町9143-192	玄米	K1525037					
備考	略称『(株)富山』 平成29年8月18日 農産物検査員1名の住所変更。検査員合計4名。								

◎新潟県告示第960号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

平成29年8月18日

新潟県知事 米山 隆一

登録番号	15018	登録年月日	平成21年9月9日					
登録検査機関の名称	株式会社 諸長							
代表者氏名	代表取締役 諸橋 勤							
主たる事務所の所在地	新潟県魚沼市十日町352番地15							
登録の区分	品位等検査							
農産物の種類	国内産 玄米							
農産物検査を行う区域	農産物検査員				成分検査業務受委託先			
	氏名	住所	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
新潟県	榎本 定雄	新潟県魚沼市七日市 97-3	玄米	K1517176				
	梶玉 智志	新潟県新潟市南区下曲通 118	玄米	K1517151				
	中澤 智	新潟県南魚沼市穴地 260	玄米	K1524006				
備考	略称『諸長』平成29年8月18日 農産物検査員1名の新規登録、2名の削除。検査員合計4名。							

◎新潟県告示第961号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する第18条第16項の規定により、佐渡市の佐渡土地改良区連合から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成29年 8月18日

新潟県佐渡地域振興局長

1 就任

監事 佐渡市羽茂村山699

早川 雅春

就任年月日 平成29年 7月28日

◎新潟県告示第962号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

平成29年 8月18日

新潟県知事 米山 隆一

1 処分をした年月日 平成29年 6月20日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社リリーフ新潟

渡邊 亜美

3 主たる営業所の所在地

新潟市中央区弁天橋通1丁目4番39号

4 許可番号 新潟県知事許可（般-24）第42652号

5 処分の内容 石工事業、電気工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成29年 6月20日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成29年 7月11日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

園田工務店

園田 一

3 主たる営業所の所在地

糸魚川市南寺町3-2-9

4 許可番号 新潟県知事許可（般-27）第39946号

5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成29年6月14日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成29年7月11日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社丸喜
浅賀 雅人
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市北区木崎字木伏 603 番地
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(特-28)第40566号
 - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、内装仕上工事業、解体工事業に係る特定建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年6月20日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成29年7月11日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
小湊配管工業
小湊 俊雄
 - 3 主たる営業所の所在地
三条市興屋2-16-35
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第21396号
 - 5 処分の内容 土木工事業、管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年6月22日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成29年7月3日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
興和ライニング株式会社
島倉 荘一
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区鳥屋野4丁目7番22号
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第42093号
 - 5 処分の内容 とび・土工工事業、管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年7月3日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成29年6月30日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社栄建設
成海 富夫
 - 3 主たる営業所の所在地
村上市石住4番地3
-

-
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第40878号
 - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年6月30日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成29年7月5日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社稲葉組
稲葉 悦子
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市東区中野山6丁目22番9号
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第40846号
 - 5 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年7月5日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成29年7月5日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社ハイザキ工業
拜崎 温敬
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市東区下場新町1-17
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第15424号
 - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年7月5日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成29年7月4日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
魚沼産業株式会社
穴沢 勤
 - 3 主たる営業所の所在地
魚沼市穴沢1316-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-27)第7602号
 - 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年7月3日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成29年7月13日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
カワウチ塗装
-

河内 靖

- 3 主たる営業所の所在地
胎内市住吉町 10-28
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第44762号
- 5 処分の内容 塗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成29年7月7日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成29年7月19日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
島津建築
島津 正英
 - 3 主たる営業所の所在地
新発田市五十公野 1957-7
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第44761号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年6月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成29年7月19日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
船山建築
船山 和浩
 - 3 主たる営業所の所在地
燕市東太田 1600 番地 1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第42164号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年6月30日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成29年7月19日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
加藤興業
加藤 直樹
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区女池南1丁目5番1号
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第41948号
 - 5 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年6月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成29年6月12日
-

- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社金井石材店
金井 俊司
- 3 主たる営業所の所在地
上越市鴨島1-3-10
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第42643号
- 5 処分の内容 土木工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成29年6月12日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成29年6月27日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社小林工業所
小林 一清
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区関屋御船蔵町46番地
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-28)第2129号
 - 5 処分の内容 舗装工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し及びとび・土工工事業、解体工事業に係る特定建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年6月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成29年7月10日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
小林菊松建築
小林 義信
 - 3 主たる営業所の所在地
燕市松橋3番地
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第40978号
 - 5 処分の内容 屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年7月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成29年7月12日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
北越潜建株式会社
稲葉 裕二
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区綱川原2丁目4番地11号
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第43796号
 - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年7月12日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成29年7月19日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社小西材木店
小西 マサ子
 - 3 主たる営業所の所在地
十日町市川原町 934 番地 1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-27）第43740号
 - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年7月19日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成29年7月18日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
関建築
関 甲一
 - 3 主たる営業所の所在地
小千谷市大字蕨生甲 1410-7
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-26）第43331号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年7月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成29年7月20日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社伊藤興産
伊藤 友盛
 - 3 主たる営業所の所在地
糸魚川市大字須沢 2637 番地
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-26）第44525号
 - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年7月20日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成29年7月14日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社阿部電機
小柳 卓蔵
 - 3 主たる営業所の所在地
三条市東三条 1 丁目 21 番 5
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-27）第7745号
-

- 5 処分の内容 さく井工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年7月14日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成29年7月24日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社渡辺研り工業
渡辺 孝一
 - 3 主たる営業所の所在地
新発田市乙次 316
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(特-26)第21874号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年7月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成29年7月24日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
グローバルホーム株式会社
河野 大輔
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市寺島町 626 番地
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第45089号
 - 5 処分の内容 鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年7月21日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成29年7月21日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
阿部材木店
阿部 耕一
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市寺泊有信 158-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-26)第39612号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年7月21日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成29年7月27日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
田中建築
田中 奉男
 - 3 主たる営業所の所在地
-

阿賀野市関屋 369

4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第38949号

5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成29年7月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成29年7月25日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

小川興業株式会社

小川 浩一

3 主たる営業所の所在地

長岡市西野 1906 番地

4 許可番号 新潟県知事許可(般特-24)第6214号

5 処分の内容 管工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成29年7月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

公 告

公聴会の開催の中止について(公告)

新潟県都市計画公聴会規則(昭和44年新潟県規則第75号)第5条の規定により、魚沼都市計画道路の変更の素案についての公聴会の開催を中止する。

平成29年8月18日

新潟県

代表者 新潟県知事 米 山 隆 一

1 中止となる公聴会の日時

平成29年8月24日(木) 午後7時から

2 中止となる公聴会の開催場所

魚沼市堀之内130

堀之内公民館 大ホール

新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター統合システム開発業務プロポーザル競技の実施について(公告)

新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター統合システム開発業務受託事業者を特定するため、公募型プロポーザル競技を実施することとし、次のとおり希望する者の参加を招請する。

平成29年8月18日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 業務の概要

新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター統合システム開発業務(以下「本業務」という。)

2 プロポーザル競技の内容

新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター統合システム開発業務プロポーザル競技(以下「本プロポーザル競技」という。)の実施等内容については、新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター統合システム開発業務プロポーザル競技実施要領(以下「本プロポーザル競技実施要領」という。)に定めるところによる。

3 本プロポーザル競技実施要領を交付する期間及び場所並びに本プロポーザル競技に関する質問の受付

(1) 交付期間 平成29年8月18日(金)から平成29年8月25日(金)まで(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

- (2) 交付場所 新潟県教育庁保健体育課スポーツ振興室スポーツ施設係(新潟県新潟市中央区新光町4番地1)
- (3) 質問の受付 本プロポーザル競技実施要領による。
- 4 本プロポーザル競技に参加する者に必要な資格
本プロポーザル競技に参加することができる者は、一の個人又は法人であつて次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
- ア 平成29年8月18日以降に民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定による再生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立をされた者
- イ 平成29年8月18日以降に会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定による更生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定に基づく更生手続開始の申立をされた者
- (3) 新潟県の県税の納付義務を有する者にあつては、当該県税の未納がない者であること。
- (4) 下記6に定めるところにより、本プロポーザル競技参加資格確認申請書等を提出し、本プロポーザル競技に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。
- (5) 本プロポーザル競技実施要領の交付を受けている者であること。
- (6) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 5 現地説明会の開催
本プロポーザル競技を実施するにあたり、下記のとおり説明会を開催する。
- (1) 日時 平成29年8月23日(水)午前10時から午前11時50分まで
- (2) 場所 新潟県新潟市中央区清五郎67-12(新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター内)
- (3) 参加申込み 本プロポーザル競技実施要領による。
- 6 本プロポーザル競技に係る参加資格の確認
本プロポーザル競技に参加を希望する者は、次に定めるところにより本プロポーザル競技参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本プロポーザル競技に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。
- (1) 本プロポーザル競技参加資格確認申請書等の提出
- ア 提出期間 平成29年9月1日(金)午前9時から午後5時まで
- イ 提出場所 上記3(2)の交付場所と同じ。
- ウ 提出方法 本人(法人にあつては、代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人の持参とする。
- エ 提出書類及び部数 本プロポーザル競技実施要領による。
- (2) 参加資格の確認結果の通知
本プロポーザル競技に係る参加資格の確認結果については、本プロポーザル競技参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、本プロポーザル競技参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。
- ア 交付期間 平成29年9月5日(火)午前10時から午後4時まで
- イ 交付場所 上記3(2)の交付場所と同じ。
- 7 提案書の提出
本プロポーザル競技に参加しようとする者は、次に定めるところにより書類を作成し、提出すること。
- (1) 提出期間 平成29年9月6日(水)から平成29年9月12日(火)まで(新潟県の休日を定める条例第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 提出場所 上記3(2)の交付場所と同じ。
- (3) 提出方法 持参又は郵送による。ただし、郵送により提出する場合は、配達証明付きの書留郵便(封筒の表に「新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター統合システム開発業務プロポーザル競技提案書在中」と朱書すること。)とし、平成29年9月12日(火)午後5時15分までに到着するよう郵送すること。
- (4) 提出書類及び部数 本プロポーザル競技実施要領による。
- (5) その他
- ア 提出する書類に使用する言語、通貨及び単位は日本語(提案を行う者の商号又は名称、製品の商標又は名称、その他の情報通信技術等に関する用語若しくは呼称であつて、一般的に使用されているものを除く。)、日本国通貨、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とする。
- イ 提出した後の書類の差し替え及び再提出は受け付けない。
- 8 審査

- (1) 審査を行う者
提出された書類は、新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター統合システム開発業務プロポーザル競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）が審査を行う。
 - (2) 審査方法 本プロポーザル競技実施要領による。
 - (3) ヒアリングの実施
審査委員会が必要と認めるときは、ヒアリングを実施することがある。ただし、審査委員会が、本プロポーザル競技に参加を表明した者が多数であると認める場合は、提出された書類による第1次審査を行い、あらかじめヒアリングを求める者を選定した上でヒアリングを実施する。この場合において参加を表明したすべての者に第1次審査の結果を書面で通知する。
- 9 審査及び結果の通知
審査委員会が、提出された企画提案書又はヒアリングの結果に基づき審査し、最も優れた提案を行った者と次点の者を特定する。
審査結果は、参加を表明したすべての者に書面で通知する。
- 10 スケジュール 本プロポーザル競技実施要領による。
- 11 契約の締結
新潟県は、最優秀提案者と本業務の委託について契約締結の交渉を行う。
ただし、最優秀提案者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。この場合は、次点の者と契約締結の交渉を行う。
- 12 その他
- (1) 企画提案書等の作成や提出等に要する費用は、提案者の負担とする。
 - (2) 提出された企画提案については、提案を行った者に無断で使用しないものとする。
 - (3) 企画提案書等の審査を行う際、必要な範囲において提案者に通知することなく複製を作成することがある。
 - (4) 参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、「参加申込辞退書」を提出するものとする。
 - (5) 提出された企画提案書等は返却しない。
 - (6) 失格事項
次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。
ア 本プロポーザル競技実施要領に適合しない書類を作成し、提出した者
イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、又は書類に虚偽の記載をし、これを提出した者
ウ 期限後に企画提案書等を提出した者

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、内視鏡ビデオシステムについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成29年8月18日

新潟県立坂町病院長 鈴木 薫

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量
内視鏡ビデオシステム 1式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成29年10月31日（火）
- (4) 納入場所
新潟県立坂町病院
- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった

金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 959-3193

新潟県村上市下鍛冶屋589番地

新潟県立坂町病院経営課

電話番号 0254-62-3111 内線422

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限

平成29年8月28日(月)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成29年9月1日(金)午後1時15分

新潟県立坂町病院講堂

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立坂町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

公安委員会告示

◎新潟県公安委員会告示第100号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（追加取得講習）を次のとおり実施する。

平成29年8月18日

新潟県公安委員会

委員長 小林 彰

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務に係る講習（以下「1号警備業務」という。）

2 実施期間及び場所

(1) 実施期間

平成29年9月26日（火）から平成29年9月29日（金）までの4日間の午前9時から午後5時まで

(2) 実施場所

新潟県新潟市中央区新光町10番地2

技術士センタービル I

3 受講定員

30人

4 受講対象者

受講申込みを行う日において、受講講習の区分以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するものを対象として実施する。

(1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講警備業務に従事している者

(4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

(5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上受講警備業務に従事している者

5 受講申込手続

(1) 事前申込み

本講習を受講しようとする者は、受講申込書を提出する前に、次により申し込むこと。

ア 受付期間

平成29年8月29日（火）から平成29年8月30日（水）までの各日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センターの受付専用電話

電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

ウ 留意事項

(ア) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(イ) 定員になり次第、受付を締め切る。

(ウ) 1件の電話での申込みは、1人とする。

(2) 受講申込書の提出等

ア 受講申込書の提出

(1)により、事前申込みを受理された者は、受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した顔写真を貼付したもの）1通に必要事項を記入し、4に掲げる受講対象者であることを証明する次の関係書類を添えて提出すること。

(7) 資格者証又は修了証明書の写し

(イ) 4(1)に該当する者

受講警備業務に従事した期間を証明する警備業者等の作成に係る書類（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(ウ) 4(2)に該当する者

1級検定に係る合格証明書の写し及び履歴書

(エ) 4(3)に該当する者

2級検定に係る合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び履歴書

(オ) 4(4)に該当する者

旧1級検定に係る合格証の写し及び履歴書

(カ) 4(5)に該当する者

旧2級検定に係る合格証の写し、警備業務従事証明書及び履歴書

イ 提出期間

平成29年9月14日（木）から平成29年9月15日（金）までの各日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

エ 提出方法

受講者本人が持参するものとし、代理人、郵送等による提出は認めない。

(3) 受講手数料

ア 金額

23,000円

イ 納付方法

新潟県収入証紙により、受講申込書提出時に納付すること。

なお、納付した受講手数料は、還付しない。

6 講習の委託

この講習は、一般社団法人新潟県警備業協会に委託して実施する。

7 本講習に関する問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

電話番号 025-285-0110（代表）